

県立健康科学研究所
第6期中期事業計画
(令和2～5年度)

令和2年3月
県立健康科学研究所

目 次

I 趣旨	1
1 はじめに	1
2 計画の性格	1
(1) 計画の位置付け	1
(2) 他の計画との関係	1
3 計画期間	2
II これまでの取組に関する検証と課題	3
1 第5期中期事業計画の概要	3
2 (旧)健康生活科学研究所の役割	3
3 基本的方向	4
4 業務の具体的展開	5
III 今後の業務の基本的方向と取組方針	7
1 健康科学研究所の役割と基本的方向	7
2 業務の取組方針	8
(1) 迅速かつ正確な試験検査の実施	8
(2) 調査研究の重点化	8
(3) 行政機関への技術的支援	9
(4) 研究成果の効果的な発信	9
(5) 研修指導の推進	9
(6) 公衆衛生情報等の収集、解析、提供	9
(7) 推進体制の確立	10
ア 研究マネジメント機能の充実	10
(ア) 研究課題等評価システムの活用	10
(イ) 研究アドバイザーの活用	10
イ 人材の育成・活性化	10
ウ 外部資金の活用推進	10
エ 産学官連携、広域連携の推進	10
(ア) 大学、他研究機関、民間企業等との共同研究の推進	10
(イ) 関西圏の試験研究機関との広域的な連携の推進	11
(8) 研究倫理の遵守	11
(9) 業務の数値目標の設定	11
ア 検査可能項目数等	11
イ 外部資金獲得額	11

I 趣 旨

1 はじめに

兵庫県立の試験研究機関については、平成 11 年に県が策定した「行財政構造改革推進方策」（平成 12 年 2 月）に基づき、第 1 期中期事業計画（平成 13～17 年度）を策定した後、取組の効果検証、新たな政策課題等の取組の方向性など、効率的、効果的な業務執行及び機能強化を図るべく、3 年から 5 年ごとに計画を策定してきた。

当研究所は、第 1 期計画以降、組織の統合再編により、県立衛生研究所（平成 13 年度）、県立健康環境科学研究センター（平成 14～20 年度）、県立健康生活科学研究所（平成 21～29 年度）、県立健康科学研究所（平成 30 年度から）と変遷を重ねてきた。

当研究所の役割は、地方衛生研究所設置要綱（昭和 51 年 9 月 10 日厚生省発衛第 173 号）に基づき、地域保健対策の中で、地域における科学的かつ技術的な中核機関として、その専門性を活用した地域保健に関する総合的な調査及び研究、地域保健関係者に対する研修等を行う機関として位置づけられている。

このため、第 6 期中期事業計画では、地方衛生研究所の役割を果たすとともに、「兵庫県行財政運営方針」に基づき、研究機能の強化・重点化、弾力的な運営体制の整備、効果的な経営の徹底の取組を推進するための事項を定めた。

また、地域保健を総合的に推進するための基本的指針である「兵庫県保健医療計画」（2018 年 4 月～2024 年 3 月）の中で、当研究所の機能強化の推進等の記載があることから、具体的な業務計画である第 6 期中期事業計画では、「兵庫県保健医療計画」の計画期間との整合性を図った。

なお、本計画は、外部有識者等で構成する「外部評価専門委員会」で聴取した意見及び本庁関係各課の意見を踏まえて策定した。

2 計画の性格

（1）計画の位置付け

本中期事業計画は、行財政の運営に関する条例（平成 30 年兵庫県条例第 40 号）第 2 条に基づく、「兵庫県行財政運営方針」（平成 31 年 3 月策定）に従い、県立試験研究機関として、①研究機能の強化・重点化、②弾力的な運営体制の整備、③効果的な経営の徹底などの取組を進めるための計画である。

（2）他の計画との関係

この計画は、「兵庫県保健医療計画」、「兵庫県感染症予防計画」、「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」、「食の安全安心推進計画」、「兵庫県食品衛

生監視指導計画」及び「兵庫県水道水質管理計画」における当研究所の役割を踏まえて作成している。

3 計画期間

計画期間は、2020(令和2)年4月から2024(令和6)年3月までの4年間とする。
なお、「兵庫県行財政運営方針」等の大幅な見直しがあった場合には、中間見直しを検討する。

Ⅱ これまでの取組に関する検証と課題

1 第5期中期事業計画の概要

第5期中期事業計画（平成29～31年度）を策定した平成29年3月時点では、県立健康生活科学研究所は二つのセンターから構成され、一つは地方衛生研究所としての健康科学研究センター、もう一つは消費生活センターとしての生活科学総合センターであった。これらの二つのセンターが、それぞれの設置目的を踏まえて専門性を高め、試験検査や調査研究、情報の解析・提供などの機能を効果的に発揮することにより、県民の安全・安心の確保を図ってきた。

2（旧）健康生活科学研究所の役割

健康生活科学研究所

健康科学研究センターの有する高度な試験検査機能と、生活科学総合センターの有する情報収集のチャンネルや幅広い広報機能を活かした県民の健康で安全・安心な暮らしの確保

- ① 両センターの相互補完による県民の暮らしの安全・安心の確保
- ② 両センターの共同による新たな問題への対応

健康科学研究センター

県民の安全・安心を確保するための健康面での科学的、技術的根拠の提供

- ① 健康危機発生時に迅速かつ的確に対応するための試験検査体制の確保
- ② 試験検査方法等に関する調査研究及び研究成果の発信
- ③ 感染症等の疫学的情報など公衆衛生情報等の収集、解析、提供
- ④ 地域保健関係者に対する研修指導

生活科学総合センター

県民の安全・安心を確保するための消費者利益の擁護、増進及び科学的生活の推進、それらを実現するための市町支援

- ① 苦情相談に対応するための商品テストの実施
- ② 商品テスト結果の発信や相談情報の交換による市町消費生活相談の支援
- ③ 生活に密着した情報の県民への提供

※ 平成30年4月の組織改正において、消費者行政を一層推進するため、市町との役割分担のもと、地域消費生活センター相談機能を集約するとともに、消費活動団体の拠点として、「消費生活総合センター」を設置した。これに伴い、県立健康生活科学研究所について、その試験研究機関である生活科学総合センターを廃止するとともに、名称を「県立健康科学研究所」に改めた。

3 基本的方向

県民の安全・安心を確保するため、健康面での科学的・技術的根拠を得るための高度な試験検査、調査研究、情報提供及び研修指導等を行ってきた。

具体的には、(1)健康危機発生時に迅速かつ的確に対応するための試験検査体制の確保、(2)試験検査方法等に関する調査研究及び研究成果の発信、(3)感染症等の疫学的情報など公衆衛生情報等の収集、解析、提供、(4)地域保健関係者に対する研修指導等、研究所に求められる役割と機能を担ってきた。

取組実績概要	課 題
<p>(1)健康危機発生時に迅速かつ的確に対応するための試験検査体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 急性弛緩性麻痺の原因病原体検出のための検査体制を整備 広域流行する腸管出血性大腸菌感染症の感染源の追究、感染経路の解明のために国立感染症研究所等と協力し遺伝子型別分析の迅速な検査体制の構築と情報共有の実施 貝毒・ふぐ毒・植物毒（ククルビタシン、ソラニン）を原因とした食中毒に対応して迅速かつ高精度な同定・定量法の開発に努め、行政機関へ科学的根拠データを提供 健康食品中の医薬品成分（ホモタグラフィル）の検査体制を整備・検査結果を関係課に提供し、監視強化に寄与 水道水源で検出率の高い農薬（テフリルトリオン）の迅速検査法の体制整備と除去対策法の検証を行い飲料水の安全性確保に寄与 	<p>○ 危機管理能力の強化及び研究部内の体制整備 新たな健康危機事案の発生に対して、迅速かつ円滑に対応できるよう、人的・物的資源の一層の充実を図るとともに、危機管理能力の強化及び研究部内の体制整備に努めることを継続する。</p> <p>○ 健康危機管理の視点による情報収集・データ分析の積極的推進 平時から健康危機管理の視点を持ち、情報収集やデータ分析に積極的に取り組むことを継続する。</p>
<p>(2)試験検査方法等に関する調査研究の推進及び研究成果の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> MALDI-TOF/MSを用いた細菌固有のたんぱく質の質量測定による菌種同定の迅速化 食品由来細菌の薬剤耐性に関する調査研究 食品中の残留農薬等一斉分析法開発 LC-MS/MSを用いた水道水中臭素酸等の一斉分析法の開発等 <p>上記の研究を推進し、行政機関へ迅速な検査結果等の科学的根拠データを提供するとともに学会発表や論文等で成果を発信</p>	<p>○ 国際的なマスメディアに備えた健康危機管理体制の強化 東京オリンピック・パラリンピック、大阪万博等の大規模なヒトの移動に伴う輸入感染症の持ち込み等に備えて、健康危機管理体制の強化が必要である。</p>
<p>(3)感染症等の疫学的情報など公衆衛生情報等の収集、解析、提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症等の疫学的情報や花粉飛散状況などの公衆衛生に関する情報などを講演会や調査研究発表会等を通じて普及啓発し、ホームページや広報誌等で随時県民及び本庁関係課や健康福祉事務所（保健所）に情報を発信 	<p>○ 新規導入機器を活用した新たな検査手法の開発</p>
<p>(4)地域保健関係者等に対する研修指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果で得られた技術や試験検査結果等で得られた情報等を基に、研修会・講演会・調査研究発表会等を通じて健康福祉事務所（保健所）や市町水道事業体等の関係職員を対象として技術指導、普及指導を実施 	

4 業務の具体的展開

健康に関する技術的かつ科学的な中核機関として、健康福祉事務所（保健所）等の関係機関と連携して、健康危機管理対応における原因究明を行うとともに、平素から試験検査に関する調査研究及び検査精度の向上、感染症等の疫学的調査研究などに努めた。

また、施設の老朽化に伴って神戸市兵庫区から加古川市に移転整備を実施し、平成 30 年度から新庁舎の供用を開始した。移転整備により研究環境の充実を図り、より高度で迅速かつ正確で精度の高い試験検査機能と、その機能を支える試験検査に関する調査研究事業に取り組んだ。

取組実績概要	課 題
<p>(1) 試験研究の重点化</p> <p>新型インフルエンザや原因不明の感染性疾患等の発生、食品や飲料水汚染や自然毒による食中毒のほか、県民の安全安心を脅かす事象に対し、原因究明の試験検査機能を高めるために調査研究を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ等のウイルス疾患の迅速検査等に関する研究 ・薬剤耐性菌の実態等に関する調査研究 ・食品、水道水中の農薬類及び危険ドラッグ等の迅速分析法開発などに関する研究 	<p>○ 研究成果等の発信</p> <p>県民の健康や生活を脅かす健康危機事案について、県民の関心が高いことから、健康危機発生時の原因究明検査に関する研究成果など県民の安全・安心につながる情報等を、県民に分かりやすく適切に情報発信する必要がある。</p>
<p>(2) 迅速かつ正確な試験検査の実施</p> <p>健康危機管理対応として必要な試験検査や法令等に基づく行政検査等を実施した。なお、検査における外部精度管理や内部点検を受け検査精度の確保に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症や食中毒等の健康危機事案に対する病原体や原因物質等の原因究明に係る検査 ・食品や水道水中の農薬、動物用医薬品等の試験検査 	<p>○ 食品衛生法改正による広域的な食中毒事案への対策強化</p> <p>地域ブロックごとに広域連携協議会を設置し、情報の共有による早期探知・早期対応を目指す上で、研究所には、腸管出血性大腸菌の遺伝子解析情報（MLVA 型）等を迅速に提供することが求められている。</p>
<p>(3) 普及指導の推進</p> <p>ア 大学・他研究機関、民間企業等との共同研究の実施</p> <p>兵庫県立大学や国立研究機関・地方衛生研究機関等と共同で調査研究に取り組み、研究成果の普及等を図った。</p> <p>イ 県の行政機関への技術支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果や試験検査結果等を本庁関係課や健康福祉事務所へ科学的根拠データ等として情報提供した。 ・外部精度管理事業や検査における内部点検、内部監査等を通じて健康福祉事務所や食肉衛生検査センター等の検査機関の検査精度の向上に寄与した。 <p>ウ 研究成果の効果的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外の関係機関等を対象とした講演会等の開催、健科研リポートや業務年報等の各種刊行物の発行、ホームページ等の電子媒体の活用、施設見学、技術研修、講演会への講師派遣等、多様なチャンネルを通じ、県関係課や市町とも連携し、県民への研究成果の普及活動を推進した。 	<p>○ 水質管理基準の強化への対応</p> <p>世界保健機関（WHO）の毒性評価結果を踏まえ、重金属を含めて様々な有害化学物質の水質管理基準が強化された項目について、より精度の高い検査が求められている。</p>

<p>エ 外部資金の積極的な獲得 外部資金については、行財政構造改革プランで研究費総額の2割相当額以上の獲得を目標とし達成できた（移転時のH30は除く）。 なお、外部資金は厚生労働科学研究補助金や財団法人等の民間の補助金を積極的に活用した。</p>	<p>○ 外部資金導入にあたっての研究員等の事務負担増 外部資金獲得にあたっては、申請書類等が膨大であること、また外部資金は機関管理であるため、経理担当事務職員の負担増にもなっている。</p>
<p>(4) 運営方法の効率化 ア 行政課題の把握等と行政機関との連携による研究の推進 本庁関係課・健康福祉事務所等、神戸大学や県立大学、地方衛生研究所全国協議会等の外部機関との積極的な情報交換等により行政課題の的確な把握及び関連した研究を重点的に実施した。</p> <p>イ 研究課題等評価システムの活用 社会情勢の変化や県民ニーズ等を踏まえた効果的、効率的な調査研究、試験検査、普及指導等の業務を行うため、研究課題等評価システムに基づき、研究等の業務を適正に実施した。</p> <p>ウ 研究アドバイザーの活用 研究の高度化・効率化を図るため、研究所が保有しない感染症や理化学分析等に関する最新の知見や技術を有する人材を研究アドバイザーとして委嘱し、研究課題に対する高度かつ専門的な助言を受けるなど研究活動の支援を行った。</p> <p>〔主な活用分野〕 ・薬剤耐性菌など病原体の遺伝子解析等分子疫学の導入 ・水道水質検査と自然毒に係る調査研究</p>	<p>○ 研究評価システムの定期的な検証等 マネジメント機能が十分発揮されているか否かの評価や研究評価システムについて定期的な検証や見直しが必要である。</p> <p>○ 研究アドバイザーの活用 研究アドバイザーの積極的な活用による研究課題の推進等が必要である。</p>
<p>(5) 人材育成と活性化 積極的に他試験研究機関との共同研究に取り組むほか、国や学会等の委員会への参加を促進した。また、地方衛生研究所が実施する研修会や業務に必要な学会には、計画的に参加するとともに、学会等での研究成果発表の機会を確保した。</p> <p>〔具体的な事例〕 ・神戸大学との連携大学院、他研究機関等との共同研究、国や学術学会等の専門委員会への委員としての参画 ・地方衛生研究所全国協議会近畿支部の細菌部会など各部会研究発表や特別講演などへの参加、全国衛生化学技術協議会、衛生微生物技術協議会、公衆衛生情報研究協議会への参画</p>	<p>○ 研究員の確保 研究所における高度な試験検査を維持・継続するには、後継者の育成が必要である。</p> <p>○ 計画的な研修会、学会等への参加 研修会や学会等への参加については、限られた人員や予算などの中で計画的に参加することが必要である。</p>
<p>(6) 関西圏の試験研究機関や大学等との広域的な連携の推進 県内の大学、健康福祉事務所・政令市保健所を始め、国・他府県の試験研究機関等との連携を推進した。特に、近畿2府4県による地方衛生研究所全国協議会近畿支部の活動を推進し、地方衛生研究所間における研究成果の共有、情報交流を促進した。</p> <p>〔主な連携・協力内容〕 ・新型コロナウイルス感染症等有事における協力体制の構築 ・平時における情報交換や技術交流を推進 ・広域連携協定に基づく健康危機発生を想定した模擬訓練の実施</p>	<p>○ 地方衛生研究所間の広域的な連携 地方衛生研究所単独では対応しきれない感染症等病原体の検査法の共同開発、技術移転、検査技術の維持等を担うレファレンスセンターの拡充など連携機能の一層の拡充が必要である。</p>

Ⅲ 今後の業務の基本的方向と取組方針

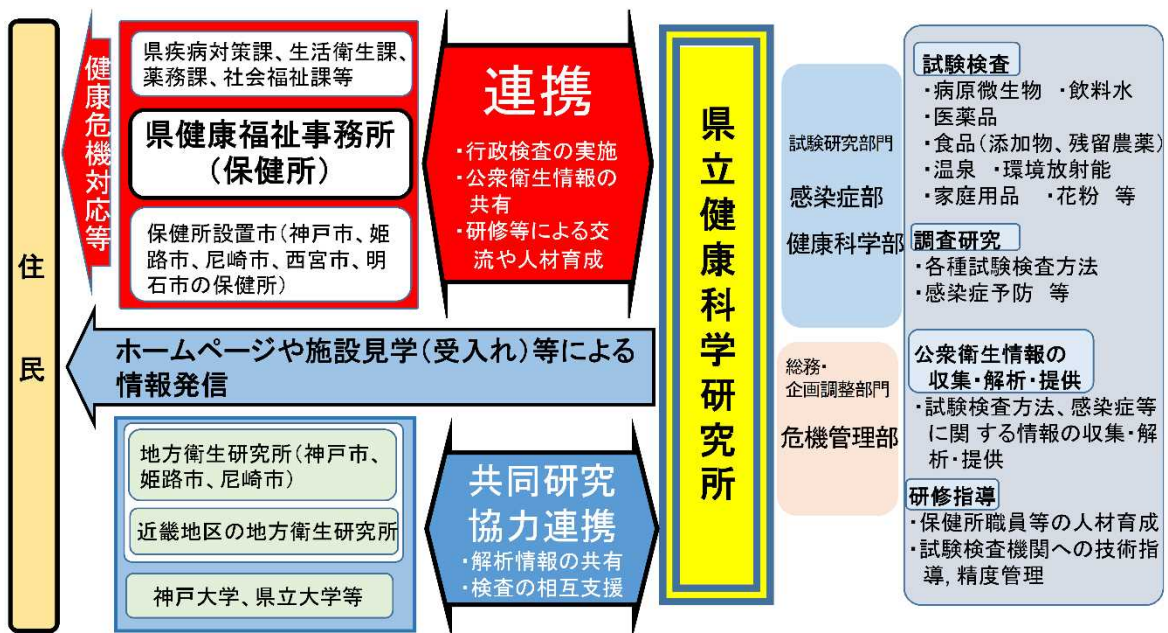
1 健康科学研究所の役割と基本的方向

健康科学研究所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、県における技術的かつ科学的な中核機関として、県関係行政部局、健康福祉事務所（保健所）等と緊密な連携の下に、試験検査、調査研究、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行う地方衛生研究所としての役割を担っている。

特に、近年では、新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等の感染症の発生や食中毒事案の広域化、健康危機事案などに対応するため、新規導入した高度な検査機器等を活用したサーベイランス機能の強化や迅速な検査体制の確立と検査精度の向上が求められていることから、健康科学研究所の業務の基本的方向は次のとおりとする。

- ① 健康危機発生時に迅速かつ的確に対応するための試験検査体制の確立
- ② 新規導入した高度な検査機器等を活用した試験検査方法に関する調査研究の推進及び研究成果の発信
- ③ 感染症等の疫学的情報や花粉飛散状況など公衆衛生情報等の収集、解析、提供
- ④ 地域保健関係者に対する研修指導の推進及び人材育成

(参考) 県立健康科学研究所の業務と関係機関の連携概要



2 業務の取組方針

健康科学研究所は、これまで健康危機に対応するための試験検査の実施及び試験検査に関する研究等に重点を置き、新たな病原体や化学物質等の検査体制や検査手法の開発、検査の迅速化等に努めるなど、健康危機の発生に際して原因究明の役割を果たしてきた。

今後も、一層の機能強化を図るため、国立研究機関及び地方衛生研究所等の関係機関との連携や密な連絡体制を維持・確保し、国内外の健康危機事象の情報収集を積極的に行うとともに、限られた人員・予算で業務を効率的・効果的に進めるため、業務ごとに優先度の明確化を図りつつ、業務の取組方針を次のとおりとする。

(1) 迅速かつ正確な試験検査の実施

法令等に基づく行政検査を実施することを基本とし、健康福祉事務所（保健所）等と連携して健康危機事案の原因究明を図るため、高度な検査機器や技術を要する試験検査を行う。

なお、信頼性確保のため、業務管理が必要な試験検査については、要綱・要領に基づく適正な業務管理を行う。

分野	主な試験検査項目
行政検査の概要	① 感染症法に基づく病原体検査等 ② 食品衛生法に基づく食品検査及び食中毒事案の原因究明検査 ③ 環境放射能に関する検査 ④ 水道水、医薬品等に関する試験検査 等

(2) 調査研究の重点化

本庁関係課との緊密な連携のもとに、公衆衛生の動向などを踏まえて、健康危機事案に迅速かつ的確に対応できるよう、新規導入した高度な検査機器（新たな病原体を特定できる次世代シーケンサー等）を活用し、遺伝子解析による病原体の詳細な分類や質量分析装置（MS/MS）による高感度な分析法の確立等の取組により、正確で簡便な試験分析法開発などの調査研究に重点的に取り組む。

なお、研究課題評価体制等の研究マネジメント機能や研究アドバイザーを十分に活用する。

分野	主な研究テーマ
重点的に 推進する 研究	① 感染症の原因となる病原体の迅速検査に関する研究 ② 薬剤耐性菌に関する調査 ③ 食中毒の原因となる自然毒の検査手法に関する研究 ④ 食品中の有害化学物質及び違法薬物等の迅速分析法開発などに関する研究

(3) 行政機関への技術的支援

研究成果を県民に還元するため、健康福祉事務所や本庁関係課へ科学的データ等の情報提供を行う。

また、健康福祉事務所検査室における検査方法や結果判定等に疑義がある場合には検査の技術的支援等を行う。

(4) 研究成果の効果的な発信

全国の地方衛生研究所関係職員等が参加する学術学会等での発表、各種刊行物の発行、ホームページ等電子媒体の活用等、本庁関係課等とも連携し、研究成果の普及活動を推進する。

分野	主な発信方法
研究成果の 効果的な 発信	① 全国の衛生微生物技術協議会・衛生化学技術協議会、地方衛生研究所全国協議会近畿支部各部会及び県公衆衛生学会等での発表 ② 健科研リポート、業務年報及び研究報告の発行 ③ ホームページへの掲載

(5) 研修指導の推進

健康福祉事務所検査室等の県検査機関、県内市町等の水質検査機関の技術指導や研修を実施し、検査精度の向上に寄与する。

特に、県検査機関については、食品検査や感染症病原体検査で導入されている検査の業務管理要領に基づく精度管理等の適否についての監査指導を行う。なお、食品検査については、国際基準の改正など国際整合化に向けた業務管理要領の見直しの動向も踏まえ、精度管理の向上に取り組む。

(6) 公衆衛生情報等の収集、解析、提供

県民、関係機関等に対する情報発信などの普及啓発・リスクコミュニケーションについて、分かりやすい言葉の使用や表現を工夫しつつ、ホームページや感染症情報・花粉情報に関する発信情報の充実や講演会等を積極的に開催する。加えて、研究所の業務等について施設見学の受け入れや子ども向け

科学講座の開催など、県民に親しまれる開かれた研究所としての取組の拡充を図る。

(7) 推進体制の確立

ア 研究マネジメント機能の充実

(ア) 研究課題等評価システムの活用

社会情勢の変化や県民ニーズ等を踏まえた効果的、効率的な調査研究、試験検査、普及指導等の業務を行うため、研究課題等評価システムに基づき、研究等の業務を適正に実施する。

研究課題評価にあたっては、重層的(外部及び内部評価)、体系的(事前、中間、事後の各段階の評価、追跡評価)な評価システムを適正に運用するほか、所内における単年度ごとの調査・研究の進行管理等を行う。

なお、県民に対するアカウンタビリティの向上を図るため、評価結果をホームページ等で公表する。

(イ) 研究アドバイザーの活用

研究の高度化・効率化を図るため、研究所が保有しない感染症や食品・飲料水中農薬、医薬品、自然毒分析等に関する最新の知見や技術を有する人材をアドバイザーとして委嘱し、研究課題に対する高度かつ専門的な助言を受けるなど、研究活動の支援を受けて実施する。

イ 人材の育成・活性化

積極的に他試験研究機関との共同研究に取り組むほか、国や学会等の委員会等へ積極的に参加する。

また、地方衛生研究所や国立研究機関が実施する研修会や業務に必要な学会等に計画的に参加することで、人材の育成や活性化を図る。

ウ 外部資金の活用推進

外部資金の獲得にあたっては、地方衛生研究所全国協議会のネットワークを活用し、共同研究に取り組むことを主体としつつ、国庫の補助金等を活用した国等の試験研究機関・大学との共同研究や財団法人等の民間の補助金等を積極的に活用する。

エ 産学官連携、広域連携の推進

(ア) 大学、他研究機関、民間企業等との共同研究の推進

研究所での調査研究分野は、感染症や食品、水質などの試験検査等に関する調査研究に限られており、広く民間企業で活用される研究分野ではなく、共同研究の幅が限定される。しかし、大学や他研究機関と病原体の

病原因子検索や化学物質の分析法の開発等、共同で調査研究に取り組むことにより、研究の活性化や人材の交流による研究員の資質向上が期待できるため、積極的に共同研究に取り組む。

(イ) 関西圏の試験研究機関との広域的な連携の推進

国立研究機関、他の地方衛生研究所、県立大学等との情報交換や薬剤耐性菌等解析情報の共有による共同研究の実施などにより、連携強化に努める。

健康危機事案発生時などに相互支援の協定を結んでいる近畿ブロックの地方衛生研究所とは、地方衛生研究所全国協議会近畿支部の活動や模擬訓練等の実施により、更に連携を促進する。

分野	主な協力内容
近畿ブロック地方衛生研究所間の協力	① 健康危機発生を想定した模擬訓練の実施 ② 有事における協力体制の構築 ③ 平時における情報交換や技術交流を推進

(8) 研究倫理の遵守

当研究所の業務には倫理的妥当性や科学的合理性が求められ、かつ個人情報保護条例を遵守することが不可欠である。特に、人を対象とする研究や人体から採取した試料（尿、血液等）を用いる研究の実施にあたっては、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示）を遵守する。

(9) 業務の数値目標の設定

「兵庫県行財政運営方針」に基づき、試験研究成果となる「検査可能項目数」と研究の取組成果である「外部資金獲得額」の 2 項目について、数値目標を定めている。

本中期事業計画では、平成 31 年度の数値目標を次のとおり継続する。

なお、行財政運営方針の変更等、必要に応じて見直しを行う。

ア 検査可能項目数等

残留農薬等の新規検査可能項目数は 30 項目/年、感染症等の迅速検査手法新規導入数は 5 種類/年を目標とする。

イ 外部資金獲得額

当研究所の研究分野は、感染症や食品、水質などの試験検査等、公衆衛生に関するものであり、関係行政機関に対して迅速かつ正確な科学的根拠

を提供するための調査研究に重点を置いているため、広く民間企業や大学等で活用される分野は少なく、外部資金も限定されることから、業務内容及び研究職員数が類似している研究所の外部資金の平均獲得額 1,500 千円以上を目標とする。

【外部資金獲得額の設定について】

本中期事業計画策定にあたって、外部資金獲得額の妥当性を検討するため、全国の地方衛生研究所（83 機関）の外部資金獲得額を調査した。その結果、当研究所と研究員数（14 人）の規模が同程度（研究員数 10 人～20 人）の機関の外部資金獲得額の 3 か年の平均値は 1,489 千円であった。